

【標準案】基本要件				中核市市長会の調達仕様書（01）				A市 様式16 業務機能要件対応回答書 住民記録業務				B市 様式1 機能要件等説明書 第1基本 第2住民記録				C市 機能要件一覧表（01_住民基本台帳）																	
No.	業務区分	機能項目	【標準】機能要件（案）	No.	業務区分	機能項目	機能要件	No.	機能番号	機能分類1	機能分類2	機能名称	機能の定義	備考	No.	機能番号	機能分類1	機能分類2	機能名称	機能概要	必須	No.	機能番号	大分類	中分類	機能要件	返						
								35	1.2.16	共通事項	省力化補助機能	入力補助	死亡日が不詳の場合の管理ができることとし、「平成22年頃」「平成22年6月1日」から平成22年6月10日までの間「平成22年6月1日不詳」「推定平成22年6月1日」「平成22年6月1日頃」から平成22年6月10日頃までの間「平成22年春」「平成22年6月上旬」等と入力でき、画面・帳票上で表示・印字できること。 連携システムが不詳日に対応していない場合、次期基幹情報システム住民記録業務機能側で、オンラインでの「見なし日入力」や連携プログラムでの「見なし日自動設定」等により対応できる（連携システムに影響を与えない）こと。	不詳日付データの入力・保持仕様、連携仕様については、導入PKGの標準仕様（9999/99/99、0000/00/00等）に合せることが可能。																			
21				54	異動共通	本籍入力補助	本籍については、直接入力他に入力された「新住所」「旧住所」「世帯主の本籍」「世帯員の本籍」を候補として選択できること。								68	2.1.1	住民異動	共通事項	#	入力補助機能	現存情報（新住所・旧住所・世帯主の本籍・世帯員の本籍・筆頭者等）を入力候補として、選択・引用できること。	○											
															70	2.1.1	住民異動	共通事項	#	入力補助機能	本籍地固有の旧町名等が、入力できること。	○											
								15	1.2.3	共通事項	省力化補助機能	入力補助	住所は一覧から選択することで入力可能なこと。																				
								17	1.2.3	共通事項	省力化補助機能	入力補助	市外住所・本籍については自治体コードもしくは読み等による絞り込み入力ができること。																				
								19	1.2.3	共通事項	省力化補助機能	入力補助	また管内住所・本籍の入力時に存在地番等のチェックができること。																				
22				55	異動共通	方書入力補助	入力された住所地番に対応する方書を候補として選択できること。	16	1.3.11	共通事項	省力化補助機能	入力補助	対応する方書の一覧表示が可能なこと。		69	2.1.1	住民異動	共通事項	#	入力補助機能	簡単な操作（住所に対する方書候補から選出する等）により、方書の既登録/未登録が確認ができること。	○											
23				56	異動共通	入力確認、修正	更新前に、入力確認票が出力でき、入力内容を修正できること。	32	1.2.13	共通事項	省力化補助機能	入力補助	異動処理の際に入力内容を確認できる帳票を出力できること。		71	2.1.1	住民異動	共通事項	#	入力確認・修正	入力内容を確認できる補助機能を有していること。	○											
														71	2.1.1	住民異動	共通事項	#	入力確認・修正	なお、入力に誤りがある場合は、修正ができること。	○												
24								40	1.3.4	共通事項	チェック機能	チェック機能	増異動時の二重登録を防止するチェック機能を有すること。 （登録済み、仮登録済みのデータと以下のチェックを行うなど） ・個人番号の重複の場合エラーとする。 ・住民票コードの重複の場合エラーとする。 ・同一住所、同一氏名の場合の警告とする。																				
								41	1.3.5	共通事項	チェック機能	チェック機能	入力内容のミスを防止するための、確認が行えること。 ・15歳未満の世帯主が設定された場合に、確認メッセージを表示できること。 ・筆頭者と同じ姓でない場合、確認メッセージを表示できること。 ・登録更新する前に入力内容につき確認でき、適宜修正が可能なこと。																				
25				57	異動共通	審査、決裁機能	異動入力した内容は仮登録状態とし、審査、決裁により本登録されること。 決裁処理は特定の権限者のみ実施できること。 仮登録状態では異動処理・証明発行・他業務（住基ネット等）連携が抑止されること。 未決裁一覧を画面に表示し、該当者を選択できること。 未決裁一覧は全市、入力支所毎に一覧表示・決裁ができること。	42	1.3.6	共通事項	チェック機能	仮更新	住民票の仮登録、仮登録後の決裁処理ができること。 決裁処理は特定の権限者のみ実施できること。		##	2.1.22	住民異動	審査処理	1	審査・決裁	仮更新・本更新の機能を有していること。	○	33	4.1.1	異動での共通機能（「共通」）	審査・決裁	1	入力ワークフロー ①窓口にて受付職員による発行禁止のシステムへの入力 ②審査職員による異動届記載内容の確認 ③入力職託職員による入力、システムからの照合帳票の出力 ④照合帳票をもとに職員がより照合 ⑤入力OKなら発行禁止解除 入力ミスなら履歴無修正後再度照合 照合が終了するまでは排他的管理ができ、入力ミスがあった場合データに影響がでない形で履歴無修正、入力取り消しができる。 ⑥他システムへの自動更新	必須				
								43	1.3.7	共通事項	チェック機能	仮更新	異動1件毎に決裁できること。		##	2.1.22	住民異動	審査処理	1	審査・決裁	仮更新状態の決裁処理は、個別処理・一括処理、何れもできること。	○	34	4.1.1	異動での共通機能（「共通」）	審査・決裁	2	受付窓口のワークフロー ①窓口にて受付職員による発行禁止のシステムへの入力 ②審査職員による異動届記載内容の確認をし入力へまわす ③窓口にて入力進捗状況をシステムで確認する ④入力照合が確認できれば他課連絡票、住民票出力その他入力後の処理をする	必須				
								44	1.3.7	共通事項	チェック機能	仮更新	異動の一括更新決裁ができること。																				
								45	1.3.8	共通事項	チェック機能	仮更新	未処理のまま放置されないよう、仮登録状態の異動対象者を日次処理でリスト出力されること。 また、仮登録状態をキャンセルした場合も帳票が出力されること。																				
								46	1.3.9	共通事項	チェック機能	仮更新	仮更新はユーザ毎もしくは端末毎に利用する、しなみの設定が行えること。																				
														##	2.1.22	住民異動	審査処理	2	審査帳票	本更新前は、入力内容の審査用確認帳票が、自動出力できること。	○	42	6.6	発行	照合用帳票 照合用帳票	1	異動に関する入力の流れの中で照合用の帳票が出力できる。異動処理終了後も再出力できる。	必須					
														##	2.1.22	住民異動	審査処理	3	住民票イメージ	本更新前の確認作業時は、本更新後の住民票イメージ画面が表示できること。													
														##	2.1.22	住民異動	審査処理	4	更新後の確認票	本更新時は、処理結果が反映された確認帳票が、自動出力できること。	○												
26				58	異動共通	一括入力機能	複数人に同一の内容を入力する場合、一度入力した内容を他の異動者にも適用することができること。	28	1.2.9	共通事項	省力化補助機能	入力補助	同一世帯内における複数人の同時異動が可能であること。 目付住民に共通な要件は一度の入力で対象者に反映されること。																				
								36	1.2.17	共通事項	省力化補助機能	入力補助	宛名番号、世帯番号、住民票コード、氏名がIDピ&ベスト可能なこと。																				
27								27	1.2.8	共通事項	省力化補助機能	入力補助	世帯を構成する住民の表示順が続柄によって、自動的に設定されること。 双子、三つ子等の場合は、任意に順番の設定が可能なこと。		54	2.1.1	住民異動	共通事項	7	記載順	続柄等により、自動で設定されること。	○											
															55	2.1.1	住民異動	共通事項	7	記載順	同一生年月日・同一続柄・外国人は、任意に設定できること。	○											
								39	1.3.3	共通事項	チェック機能	チェック機能	論理的に矛盾する続柄が入力された場合に、エラーとすること。 ・エラーの場合の例 -妻・妻（未婚）が複数 -性別が男で母 -日本人で妻が複数 等 例外的な扱いが考えられる場合は確認メッセージを表示できること。 ・確認メッセージの場合の例 -外国人で、妻が複数		59	2.1.1	住民異動	共通事項	8	続柄表記	日本人住民が世帯主である場合は、「妻」の複数入力を不可にできること。	○											
															58	2.1.1	住民異動	共通事項	8	続柄表記	一夫多妻国の外国人住民が世帯主である場合は、「妻」の複数入力ができること。	○											
								29	1.2.10	共通事項	省力化補助機能	入力補助	異動時に世帯主の変更、世帯員の続柄の変更が同時に行えること（全部削除、全部転居等の場合は除く）。	一部転居と同時に世帯主変更が1オペレーションでできることも可とする。																			
28				59	異動共通	住民異動届受理通知	届出人と異動者が異なる場合など、住民異動届受理通知を任意で出力することができる。 出力内容は届出内容、届出人氏名、異動者氏名で、宛先は異動者の代表者が旧世帯主とする。								##	3.2.2	バッチ	日次	8	住民異動届受理通知	代理人による住民異動届・本人確認書類未持参者の届出時は、「住民異動届受理通知」が出力できること。	○	45	6.9	発行	代理人受理通知	1	住民異動届において本人確認ができなかった場合に、本人へ送付する「受理通知」を作成する。	必須				

【標準案】基本要件				中核市市長会の調達仕様書（ひな形）			A市 様式16 業務機能要件対応回答書 住民記録業務					B市 様式1 機能要件等説明書 第1基本 第2住民記録					C市 機能要件一覧表（01_住民基本台帳）																																							
No.	業務区分	機能項目	【標準】機能要件（案）	No.	業務区分	機能項目	機能要件	No.	機能番号	機能分類1	機能分類2	機能名称	機能の定義	備考	No.	機能番号	機能分類1	機能分類2	機能名称	機能概要	必須	No.	機能番号	大分類	中分類	機能要件	必須																													
29								33	1.2.4	共通事項	省力化補助機能 省力化補助機能	入力補助 入力補助	異動後に連動して住民票写しや記載事項証明書、転出証明書（転出時のみ）が出力できること。 住民票コード通知書、受理連絡通知書は異動後の連動もしくは日次バッチで出力できること。		89	2.1.1	住民異動	共通事項	# 画面の遷移	異動後に連動して、住民票写しや記載事項証明書、受理連絡通知書等の出力指示画面に遷移できること。																																				
30			世帯主変更 世帯主変更	減異動時に世帯主未設定となった世帯について、世帯主変更依頼通知書と対象者リストが出力できること。 また、職権で世帯主を定めた場合に、世帯主変更通知書を出力することができること。	60	異動 共通	100	3.1.1	異動(減少)	減異動共通	減異動共通	減異動共通	死亡、失踪宣告等の場合に世帯主未設定を許可できること。 世帯主未設定の場合は異動処理と連動して世帯主変更依頼通知書が出力できること。			##	3.2.2	バッチ	日次	4	世帯主未設定	死亡等の異動処理と連動して、世帯主変更依頼通知書が作成・発行できること。																																		
							101	3.1.2	異動(減少)	減異動共通	減異動共通	世帯主未設定の一覧を出力できること。	##			3.2.3	バッチ	月次	3	世帯主未設定	対象者一覧表が作成・出力できること。																																			
							100	3.1.1	異動(減少)	減異動共通	減異動共通	世帯主未設定の場合は、他の異動・発行処理の際に世帯主未設定であることがメッセージ表示されること。	##			2.1.4	住民異動	画面	#	世帯主未設定	アラートメッセージ表示等により、「世帯主未設定」とわかること。																																			
							114	3.3.3	異動(減少)	増異動共通	増異動共通	世帯主が死亡し、職権で世帯主を定めた場合に世帯主変更通知書が出力できること。																																												
31														85	2.1.1	住民異動	共通事項	#	届出義務期間経過者通知	住民基本台帳法の規定届出期間（14日）経過後に提出された異動届・転出取消、転居無効及び転入無効者は、簡易裁判所宛通知が出力できること。																																				
															##	3.2.3	バッチ	月次	4	届出義務期間経過者	住民基本台帳法の規定届出期間（14日）経過後に提出された異動届・転出取消、転居無効及び転入無効者について、対象者リストが作成・出力できること。																																			
32															86	13.1.1	その他	異動取消	1	転入・転居・世帯変更等に関して異動取り消しをする。									必須																											
33			全部・一部を選択し、異動日及び届出日を入力できること。 一部の場合、異動先世帯を検索でき、異動先世帯の内容を表示しながら入力ができること。	61	転入	異動条件	増異動	増異動	増異動	増異動	増異動	増異動	新たに住民（一人又は複数人）となり、新たに世帯を設ける異動（全部転入）時に発生する必要事項をシステムに登録できること。			##	2.1.5	住民異動	転入	1	異動条件	届出に基づき、全部転入・一部転入ができること。		1	1.1	異動（増加）	転入	1	住民の届出に基づき、住民基本台帳に世帯情報、個人情報を追加する。 （転出証明書による転入、特例転入、国外転入、未届転入、住所設定、法30条の4 6、法30条の4 7、附則第5条による届出による記載）	必須																										
						異動条件	増異動	増異動	増異動	増異動	増異動	新たに住民（一人又は複数人）となり既存世帯の世帯員となる異動（一部転入）時に発生する必要事項をシステムに登録できること。	##			2.1.5	住民異動	転入	1	異動条件	一部の場合、異動先世帯を検索し、異動先世帯の内容を表示させながら、入力できること。																																			
34					62	転入	転入者情報入力	転入者の情報を入力できること。（氏名、性別、住所、前住所（国外含む）、方書など）							##	2.1.5	住民異動	転入	2	転入情報入力 転入情報入力	日本人住民及び外国人住民に係る転入者の入力ができること。 ※ 氏名（漢字・アルファベット・カナを含む）・通称・性別・生年月日・続柄・住所・前住所（国外を含む）・方書・本籍・筆頭者・住民日・住定日・事由・外国人特有項目（通称及び通称記載・削除に関するものを含む）等																																			
35								62	2.1.1	増異動	増異動共通	増異動共通	異動時に個人番号を入力または生成要求できること。																																											
36								67	2.1.6	増異動	増異動共通	増異動共通	外国人の場合は通称履歴を入力できること。																																											
37								63	2.1.2	増異動	増異動共通	増異動共通	住民基本台帳法に定める記載事項（選挙資格・国保資格・年金資格・児童手当資格・介護保険資格・後期高齢資格）を入力できること。 増異動時、資格などの個別記載事項については、それぞれの連携先システムで入力したものを次期基幹情報システム住民記録業務機能側に取り込み（システム間連携）、個別記載事項の資格情報を連携管理することを想定している。 ただし、介護保険資格についてはのみ、運用上、仮の資格者証発行を行う必要があることから、次期基幹情報システム住民記録業務機能側で（仮）入力を行う場合がある。その後、介護保険システムで入力されたデータの連携を改めて行う。																																											
38			再転入者検索 再転入者検索	63	転入	再転入者検索	再転入者検索	住民票コードから再転入者を検索できること。					再転入 再転入 再転入	再転入 再転入 再転入	再転入 再転入 再転入	再転入 再転入 再転入	再転入 再転入 再転入	再転入 再転入 再転入	再転入 再転入 再転入	再転入 再転入 再転入	再転入 再転入 再転入	再転入 再転入 再転入	再転入 再転入 再転入	再転入 再転入 再転入																																
						再転入者検索	再転入者検索	再転入者の場合、転出時の情報を初期表示でき、適宜修正できること。																							74	2.2.6	増異動	増異動共通	増異動共通	再転入 再転入 再転入	再転入 再転入 再転入	再転入 再転入 再転入	再転入 再転入 再転入	再転入 再転入 再転入	再転入 再転入 再転入	再転入 再転入 再転入	再転入 再転入 再転入	再転入 再転入 再転入	再転入 再転入 再転入	再転入 再転入 再転入	再転入 再転入 再転入	再転入 再転入 再転入	再転入 再転入 再転入	再転入 再転入 再転入	再転入 再転入 再転入					
						再転入者検索	再転入者検索	再転入者の場合、転出時の情報を初期表示でき、適宜修正できること。																							66	2.1.5	増異動	増異動共通	増異動共通	再転入 再転入 再転入	再転入 再転入 再転入	再転入 再転入 再転入	再転入 再転入 再転入	再転入 再転入 再転入	再転入 再転入 再転入	再転入 再転入 再転入	再転入 再転入 再転入	再転入 再転入 再転入	再転入 再転入 再転入	再転入 再転入 再転入	再転入 再転入 再転入	再転入 再転入 再転入	再転入 再転入 再転入	再転入 再転入 再転入	再転入 再転入 再転入	再転入 再転入 再転入	再転入 再転入 再転入	再転入 再転入 再転入	再転入 再転入 再転入	再転入 再転入 再転入
						再転入者検索	再転入者検索	再転入者の場合、転出時の情報を初期表示でき、適宜修正できること。																							74	2.2.6	増異動	増異動共通	増異動共通	再転入 再転入 再転入	再転入 再転入 再転入	再転入 再転入 再転入	再転入 再転入 再転入	再転入 再転入 再転入	再転入 再転入 再転入	再転入 再転入 再転入	再転入 再転入 再転入	再転入 再転入 再転入	再転入 再転入 再転入	再転入 再転入 再転入	再転入 再転入 再転入	再転入 再転入 再転入	再転入 再転入 再転入	再転入 再転入 再転入	再転入 再転入 再転入	再転入 再転入 再転入	再転入 再転入 再転入	再転入 再転入 再転入	再転入 再転入 再転入	再転入 再転入 再転入
94							21					再転入者の次のいずれかの番号が同一の場合、同一宛名番号とすること。（住民票コード・個人番号・在留カード番号）																																												
								68	2.1.7	増異動	増異動共通	増異動共通	再転入、職権記載等で宛名番号の再利用が行えること。		51	2.1.1	住民異動	共通事項	4	番号機能	再転入者、職権削除者等については、宛名番号の再利用ができること。																																			
39			印鑑登録（即日）	64	転入	印鑑登録	印鑑登録	印鑑業務処理画面に遷移し、登録後、印鑑確認票が出力されること。				印鑑登録	印鑑登録	異動処理の後に連動して必要に応じた印鑑登録ができること。		##	2.1.5	住民異動	転入	6	転入届と同時に印鑑登録	印鑑登録の申請がある場合は、印鑑登録業務画面に遷移し、印鑑登録番号と処理年月日の自動入力ができること。																																		
						印鑑登録	印鑑登録	印鑑登録業務処理画面に遷移し、登録後、印鑑確認票が出力されること。								65	2.1.4	増異動	増異動共通	増異動共通	印鑑登録	印鑑登録								印鑑登録	印鑑登録	印鑑登録	印鑑登録	印鑑登録	印鑑登録	印鑑登録	印鑑登録	印鑑登録	印鑑登録	印鑑登録	印鑑登録	印鑑登録	印鑑登録	印鑑登録	印鑑登録											
40			特例転入 特例転入	65	転入	特例転入	特例転入	特例転入に対応し、 住基ネットを介して送られた転出証明書情報の確認・利用ができること。				特例転入	特例転入	特例転入 サーバ（以下「CS」という。）を介して送られた、転出証明書情報の確認を行えること。		##	2.1.5	住民異動	転入	7	個人番号カード・住民基本台帳カードによる転入	届出に基づき、特例転入の一部・全部ができること。																																		
						特例転入	特例転入	住基ネットを介して受領した「転出証明書情報」について、取込のうえ、自動登録できること。								##	2.1.5	住民異動	転入	7	個人番号カード・住民基本台帳カードによる転入	住基ネットを介して受領した「転出証明書情報」について、取込のうえ、自動登録できること。																																		
						特例転入	特例転入	個人番号カード・住民基本台帳カード保有者における特例転入届出において、異動日が既に14日を経過している場合は、特例転出処理を不可にできること、又はアラートメッセージ表示等により、その旨が分かること。								64	2.1.1	住民異動	共通事項	#	異動日	個人番号カード・住民基本台帳カード保有者における特例転入届出において、異動日が既に14日を経過している場合は、特例転出処理を不可にできること、又はアラートメッセージ表示等により、その旨が分かること。																																		
						特例転入	特例転入	個人番号カード・住民基本台帳カード保有者における特例転入届出において、異動日が既に14日を経過している場合は、特例転出処理を不可にできること、又はアラートメッセージ表示等により、その旨が分かること。								64	2.1.1	住民異動	共通事項	#	異動日	個人番号カード・住民基本台帳カード保有者における特例転入届出において、異動日が既に14日を経過している場合は、特例転出処理を不可にできること、又はアラートメッセージ表示等により、その旨が分かること。																																		

